

高齢社会をよくする 女性の会会報

No.136 2002年6月発行

高齢社会をよくする女性の会
東京都新宿区新宿2-9-1
第31宮庭マンション802号室
TEL.03-3356-3564
FAX.03-3355-6427
郵便振替 00100-0-79477



— 目 次 —

5月例会・ケアマネが語る介護の現場
橋本泰子・岡島潤子・斎藤恵子……………1

グループ活動報告
検証「介護保険一年生の通知票」
高齢社会をよくする女性の会・大阪……………6

リレー・エッセイ⑧住田裕子……………8

男・老いを語る⑩吉田成良……………9

本の自己紹介、オープンハウスより……………10

◆ 五月例会 ◆

二〇〇二年五月十八日(土)

於・労働スクエア東京

ケアマネが語る介護の現場

～ケアマネの役割と介護保険のゆくえ～

講師 師・橋本泰子 (大正大学教授)

レポーター・岡島潤子 (株やさしい手・ケアマネジャー)

斎藤恵子 (東京保健生活協同組合牛込訪問看護ステーション所長)

司 会・望月幸代 (当会理事)

稲葉敬子 (当会運営委員)

介護保険制度が導入されてから三年目を迎え、国は介護報酬などの見直し、各市町村は介護保険事業計画の見直しの時期を迎えている。

五月例会は、「ケアマネが語る介護の現場」ケアマネの役割と介護保険のゆくえ」と題して、ケアマネジャー(介護支援専門員)として現場で活躍されている岡島潤子氏(株式会社「やさしい手」ケアマネジャー)、斎藤恵子氏(東京保健生活協同組合牛込訪問看護ステーション所長、ケアマネジャー)、ケアマネジャーの養成に深く関わってこられた橋本泰子先生(大正大学教授)をお迎えしてシンポジウムを開催した。土曜日の夜の集まりにもかかわらず、当会会員の方以外にも、専門職の方、利用者の立場の方など大勢参加され、熱気あふれる勉強会となった。

はじめに、沖藤典子当会理事から「介護保険がはじまり三年目に入ったところなので、現場でケアマネとして働いてい

る方に仕事の現状を報告していただいた後に、橋本先生よりそれらを踏まえた上で講演をしていただき、介護保険につい

て皆で考えていく機会としたい」と挨拶があった。

岡島潤子さんの報告



介護保険導入後、利用者の方からのクレームで多いのは、事前の説明不足に原因があると考えられるものが多い。

デイサービスは家族の介護負担軽減のためには非常に有用であるが、高齢者自身は利用したがない場合も多い。日常生活の援助をする中で、デイサービスに行ってみようかなという気持ちの変化が生じた時に、それをキャッチすることができ、うまくデイサービスの利用につなげることができたケースもある。

介護保険が導入されてからも、介護者がまだまだ大丈夫と無理をしすぎて、あるいは様々な理由から介護保険のサービスが十分に活用されないまま在宅介護を継続し、介護者の方が先に倒れてしまうケースもある。介護保険制度ができたの

で、介護者も介護を必要とする高齢者自身も、使えるものは使っていくと考えることも大切である。

ケアマネジャーは、いったん相談を受けた利用者の方からは、その後もいろいろな相談を受けることがある。自分の所属する事業所のサービスだけでは十分な援助にならないと考えられる場合には、他の事業所のサービスを紹介することも必要である。

斎藤恵子さんの報告



二十年前の福祉制度では、在宅で療養している人は月に三回しか入浴サービスを受けることができなかった。またヘルパーを導入したいと思っても、基準がきびしくてうまく活用できなかった。介護保険が導入されて、サービスを利用しやすうと思えば、いろいろな選択肢の中から選ぶことができるようになったので、大変便利になった。

所属しているのが訪問看護ステーションであるという性質上、利用者の方の入退院が激しい。入院されたり、退院されたりするときには、その方が利用しているサービス提供事業所に連絡が必要である。複数のヘルパーステーションを利用してある場合も多いので、事業所への連絡調整に時間をとられることになる。ほぼ毎朝一時間は、そのような電話連絡に追われているというのが現状である。

援助する際に対応が一番難しいのは、痴呆の方である。火の不始末や、ヘルパーの顔を忘れてしまいヘルパーをまるで怪しげな人のように見るために、ヘルパーが困惑するなど対応が難しいことがある。また、介護者のいない一人暮らしの痴呆の方が、金銭トラブルに巻き込まれることもある。知り合いの方が親切に面倒見てくださいいたケースで、介護保険の利用に際し通帳を確認したら、預金を下ろされていたり、通帳を解約されたりしていたことが判明した例もある。

痴呆の方で介護者がいない場合には、在宅生活を続けることが難しくなりやす

い。しかし若い頃から地元で商売をしていてご近所に顔見知りが多い方などの場合には、周囲の方々に支えられながら、デイサービスや訪問看護などのサービスを利用して在宅生活を続けることができている場合もある。

サービス利用料の一割負担の問題であるが、一割負担がネックとなってサービスの利用量を増やせないという方もいる。一方介護保険の利用限度額を超えてサービスを利用されている方もある。全体的にはサービスの量がまだ不足している。

またサービスの内容については、さまざまな問題点がある。

家事援助はヘルパーなら誰でもできると思われがちであるが、利用者の方の意向に添って行なうのは難しいので、誰でもできるわけではないこと。

若くして障害を持たれて、入浴のみに援助が必要な方の場合、自宅で入浴サービスを受けるほどではないので、入浴だけを目的にデイサービスに行ってみると、周囲は高齢者ばかりで、その日は高齢者

向けのプログラムにつきあわなければならず苦痛でたまらないなど、本当に自分に合ったサービスに巡り会うのは難しい。ケアマネジャーとしては、介護保険外の社会資源も活用していくようケアプランを作成することも大切である。

具体的には、ヘルパーをゴミ出しの時間に合わせて派遣することが難しい時に、近所の人の協力を得るなどである。実際に近所の人にゴミ出しをお願いして快く引き受けていただいた例がある。

このように介護保険のサービスだけでなく、インフォーマルなサービスを組み合わせることも大切である。

ゴミ出しについては、条件によっては清掃局が家までゴミを取りに来てくれる地域もあるので、そのようなサービスが利用できるよう調整することも大切である。

また高齢者自身の状態の変化や介護者の状況の変化によって、いずれは在宅生活に限界が来るので、いざとなった時にどうするかを考えておくことも必要である。

橋本泰子先生の講演



介護保険法では、

三年ごとに五年を視野に入れて介護保険事業計画を見直すところがある。それぞれの町の中にどのくらい介

護ニーズがあり、どのくらいサービスが必要であるかを検討し、保険料を算定することになる。現在厚生労働省では、保険料算定のための資料となる介護報酬について見直しをしている。

【介護保険制度導入で変わったこと、変わらないこと】

①利用しやすくなった介護サービス

かつて福祉サービスが措置により提供されていた時には、お上のお世話にはなりたくないという人が多かった。介護保険導入により、サービスがとても利用しやすくなった。

②始まった専門職の協働

在宅生活を支えるためには、専門職がチームで協働する必要がある。かつては、それぞれのサービスがバラバラに

提供されていたが、介護保険導入後には協働しやすくなっている。特に医師の意識が大きく変化している。

③ 始まったサービスの質向上への努力

介護保険では身体拘束は原則禁止されている。またサービスの質の評価が検討されている。サービス評価は、自己評価と第三者評価からなるが、第三者評価の中に市民が参加していくことが必要である。

④ ものを言い始めたサービス利用者

介護保険法の中で苦情申し立てについて定められており、利用者は利用しているサービスに関して苦情を言えるようになった。現在サービスを利用されている方は、明治・大正生まれの方が多く我慢強いが、それでも介護保険導入後、本人または家族が、次第に苦情を言うようになってきている。

⑤ 変わらない施設利用志向

介護保険制度がスタートしてから、サービス利用者の絶対数は増加している。一方施設サービスには限りがあるので、施設サービスの利用希望を出しながら、利

用できるようになるまでの間、在宅サービスを使っている人が多いという現状もある。

⑥ 変わらない介護保険施設経営者の意識

介護保険施設の経営者のセンスは、介護保険導入後も変わっていないことが多い。療養型病床群や老人保健施設の中には、様々な名目で実費を取っている所もある。先々の見通しが立ちにくいためか、職員数を減らしたり、常勤職員を非常勤職員に置きかえたりして、人件費を削減している所もある。介護サービスは、介護の担い手の質がサービスの質を決めるので、これは大きな問題である。

【ケアマネジャーの役割】

介護保険がここまでこれたのは、各市町村とケアマネジャーの努力に負う所が大きい。

これからは、利用者にとって適切なサービスが提供されることが求められる。ケアマネジャーは、ケアマネジメントの機能を十分に発揮して、利用者のニーズに基づいたサービス提供がなされるようにしていくことが大切である。

【ケアマネジメントはなぜ機能しない】
ケアマネジメントは、なぜ十分に機能してないのであろうか？

現状では、一つしかサービスを組み入れていないケアプランが約五〇％ある。その場合には、そのケアプランを立てたケアマネジャーが所属している居宅介護支援事業者が行っているサービスが提供されている。中にはそのサービスの適否を判定せずに提供されているケースも。

在宅生活を支えるためには、サービスとして、地域の中にある目的や機能の異なるたくさんさんの資源を組み入れることが必要である。そうでないと、在宅生活は成り立たない。地域の中で暮らすということや地域ケアを知らないケアマネジャーでは、適切なケアマネジメントはできない。ケアマネジャーの仕事は、本来訪問看護・訪問介護とは別のものであるが、兼務している人が多い。その理由はケアプラン作成（居宅介護サービス計画）に対する報酬が低すぎるためである。その点に関しては改定に向けて、厚生労働省の審議会で検討中である。

Q & A

在宅での身体拘束について

Q 日中独居で過ごしている利用者について、介護者から、ベッドからの転落が怖いので柵を使用して欲しいと依頼され困っている。

A 拘束の問題はとても難しい。家族の中で行われている拘束については、単純に家族が悪いと責めるわけにはいかない。介護者の条件、高齢者の条件を加味して考えていかなければいけない難しい問題だ。

在宅サービスの利用限度額について

Q 施設入所の希望者が多いが、それは在宅サービスの利用限度額が低すぎるからではないか。

A いろいろな考え方があってと思うが、利用限度額を引き上げると、一号被保険者の介護保険料に跳ね返ってしまう。成年後見制度について

Q 成年後見制度など教えて欲しい。

A 介護保険が導入され、サービスの利用が措置から契約へと変わった。痴呆などにより判断能力が低下している人が契

約において不利益を被らないように、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などが始まっている。

特別養護老人ホームの個室化について

Q 特別養護老人ホームの個室化とホテルコストの関係について教えて欲しい

A 特別養護老人ホーム利用者は、現在部屋代は徴収されていない。在宅との負担のアンバランスを修正するために、またケアハウスやグループホームでは、すでに家賃を徴収する仕組みとなっていることから、来年度から新しく建てられる特別養護老人ホームは、原則的に全室個室でなければならず、その代わりにホテルコストを利用者が負担する仕組みとなる。ホテルコスト徴収に関しては、低所得者の方に対して十分に配慮することが必要である。

最後に樋口代表より「介護保険については、今まきに見直しが行進中。市町村長会の要望書の中には、ケアマネジャーの役割を大きく評価した趣旨の要望も含まれている。介護保険を利用者にとってよりよいものとしていくために、ケアマ

ネジャーの方々には大きな期待が課せられている」との話があった。

また高齢者虐待については「これまで介護が必要な人は家族が面倒みれば良いと言われてきたが、介護保険が導入され市民の世の中を見る目が高まり、家族による介護の中にも虐待的要素を伴うものがあることが明らかになってきた。人生フィナーレの人権を守る高齢者虐待防止法策定への提言も視野に入れ、介護の質を高めていくために、当会としてもこれからも活動していきたい」旨の話があった。

ケアマネジャーの方々には様々な事業所に所属し、ケアマネジャーとして、それぞれの専門の立場から奮闘していらっしゃるが、利用者がより適切なケアプランのもとに、適切なサービスを利用することが出来るようになるためには、まだまだ解決しなければならない問題も多い。介護保険制度の見直しに際しては、利用者の意見を十分に反映させていく必要性があることを再認識させられた勉強会であった。

(浅川典子・記)

検証「介護保険一年生の通知票」

高齢社会をよくする女性の会・大阪

私たちの会ではこれまで五回の例会で介護保険をそれぞれの立場で検証してきました。最終回は東京から樋口恵子代表を迎えました。

「二十一世紀の混沌、世界情勢のぬかるみも深まるばかりですが、希望を見つけていただきたい！」と、さわやかなトルコブルーの装いの樋口さんは呼びかけられました。



私たちの暮らしは
どう変わっていく??

▼ 日本のこの十年を振り返る

アメリカのエコノミストは「失われた十年」と言うが、我が国ではこの間に、育児休業制度（後の育児・介護休業法）、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、DV防止法、介護保険法、地方分権一括法、NPO法、情報公開法、消費者契約法などが成立、施行された。

これは、ひとり一人が責任を持って参

画する権利を持ち、市民の実態、実感が政治、行政に反映される時代になるということを意味する。

市民と行政、消費者と提供者、女性と男性、被援助国と援助国が対等なパートナーシップを持つ、二十一世紀型の新しい基盤整備の十年と位置付けたい。

▼ 介護保険の見直しに向けて

二〇〇三年四月に介護給付と保険料が見直され、二〇〇五年には抜本的な見直しが必要とされる。

運営基準を変えるのは政令や条例で対応できるが、本法を変えるには国会を通さなければならぬ。

社会保障審議委員会の介護保険給付部会に「高齢社会をよくする女性の会」代表として出席しているの、皆さんの意見を反映させたい。

「今年の秋までが勝負です。利用してみたい具体例を多く下さい。封書でも結構ですが、ホームページを開設しましたので頑張って『テクノロジーバ』を目指してみましよう。」

▼ 介護保険の評価と課題

デイサービスの送迎バスが園児のそれのように、明るくなりあちこちで見られる。介護する家族の身も心も解放され「心のバリアフリー」が進んだ。特養の個室化や抑制ゼロは要介護者の人権に対しても、介護保険というサーチライトが、社会の様々な問題を照らし出す視力を増強した。

介護予防や共助について、家族ではなく地域が子育てから介護まで四世代共住のケアリングソサエティーを考えるべきである。生活保護を受けていない低所得者（多くは高齢女性）対策のキメが荒かった。女性高齢者と貧困の生活実態調査が必要だ。

▼ 平時の改革を

明治維新や敗戦のような、外圧と暴力、流血といった非常時の改革ではなく、二十一世紀を迎えて、「少子高齢社会における人生一〇〇年の構造改革」をしなければならぬ。これは平時の改革だ。

「介護は昔からあったのではない。高

齢化とともに顕在化し皆の問題となったのだ。」これは地球規模で必然の未来であり、これに合った政策を創ることがこの時代を生きる人の責務である。

▼ いま介護保険制度は

所得や他の条件ではなく、要介護度でサービス限度額を決める現在の介護保険は、経済的負担において中流のサラリーマンには使い勝手が良い。が、家計や家族の条件で困窮している人はどのように救うのか、その整合性が難しい。負担については個人が少しずつ負担すべきだし、私は保険がいいと思うが、税にする日が来るかもしれない。

医療と介護の切り分けは介護、福祉の上に医療をいかに乗せるかよりも連携の無さが問題になっている。

事業所のケアマネジャーには確かに誘導はあり得る。民間参入で市場原理が働きすぎた場合、行政の引っ込みすぎはよくない。また、雇用流動化の時代、介護労働者の雇用の安定、地位向上、賃金の上昇に繋がらなかつたのは痛根の一事と

言える。

いま割安感から施設志向の流れがあるが、私見では特養の入居は要介護度を高くしても良いのでは。個室化で施設の住居化をはかる。一方、地域の学校の空き教室などを活用し、高齢者の「住」を街づくりの中に組み込みたい。

介護オンブズマンのような評価基準の標準化は、利用者側が事業者を評価する市民運動に期待したい。

一人暮らし、二人暮らしの高齢者の所得、消費の管理は成年後見制度を拡充して活用したい。

家事援助、身体介護、複合型を一本化に。また高齢者の虐待防止法を作る必要がある。制度はできるだけシンプルに。など、まだまだ問題山積だが、「意見提言、物申し、精一杯戦って、今日の花は散っても、くり返し花咲かおばさん、花咲かばあさんになろう！」と締めくくられた。今年度もさらに勉強会を続け、提言に繋げていきたいと思えます。

（松浦恵子・記）

住 田 裕 子
す み た ひろ こ

ベビーブーマー世代が 高齢社会を迎える



今五十歳。最も人口の多い昭和二十一年から三十年までの世代の中ほどにあり、本格的な高齢社会に突入した際は、弱者という画一적인見方を払拭して自立した新しい高齢者像をつくるべく自助努力を要請される厳しい世代の一人です。専業主婦に最も多くなつた世代でもあります。

さて、目前の高齢社会に向けた我が国の制度改革は？というと、お寒い限り。小泉構造改革への期待は消えつつあるようで、今日のある週刊誌のトップ記事は、「次の総理は真紀子 VS 慎太郎」とありました。この真紀子さんの支持層は、高齢社会のキャスティングボードを握る

主婦層とか。はい、私たち世代が中心で、今やほとんどがパート労働もしています。主婦たちは、小泉さんが「正しい」真紀子さんの首を斬って、離婚した前妻にも冷たいとわかって、内閣支持率をがた落ちさせ、絶大なパワーを持つ大票田ぶりを見せつけたばかり。

ところで、米国ミシガン大学の調査によると、日米欧七カ国中、日本の男性の家事参画度は群を抜いて少なく、女性のテレビ視聴時間は他国の二倍だそう。生活がすれ違う男女の意見はかみ合うことなく、この週刊誌の対立の構図に至る（もつとも、このお二人が政権のため

に手を組む可能性もあり、でしょう。）現在の主婦層がこれからの政治の鍵を握り、高齢社会の行方を決める力を持っているわけですから、責任は重大。

そう、配偶者控除、年金三号廃止問題だって、パート労働者や主婦を含むこれからの女性全体の権利と地位向上のために、と願って声を上げているのです。

それなのに、先日のテレビ報道は、「主婦の皆さん、実質増税で家計を圧迫します。」と、相も変わらぬセンサーショナルな取り上げ方。：「情報源をテレビだけにしない。メディアリテラシーですよ。そして、世界をもっと広げて。」と、テレビに少し出ているテレビ世代はそうつぶやき、高齢社会をよくする女性の会の発展を祈るのです。

プロフィール

弁護士。昭和二十六年生まれ。東京地検検事、女性初の法務省民事局付検事、法務大臣秘書官を経て、平成八年弁護士登録。内閣府男女共同参画会議議員。

（今回は大島綾子さんです）



「高連協」の男たち

よし だ しげ よし
吉 田 成 良

(エイジング総合研究センター常任理事)
(高齢社会NGO連携協議会理事)

1935年生。人口問題研究会家族計画国際協力財団、人口問題協議会等、人口・家族計画や国際協力に20余年。1985年エイジング総合研究センター設立以来、高齢社会の調査研究に従事。国連人口部等との専門家会議や東アジアの高齢化社会研究のコーディネーターなどを務めている。

「高連協」とは「高齢社会NGO連携協議会」の略称で、一九九九年国際高齢者年を迎えるに際し、関係団体が糾合して設立した組織です。加盟している団体等は現在四八、連携役などを努める役員は十五名程、主にボトムアップ志向で天降りもない団体の幹部が選ばれ、うち二名(久野木行美、堀田力)を代表に選んでいます。

「高連協」は、国連が提唱した「高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳」(五原則)に「役割」を加えたキーワードをもって、全ての世代が「生きがい」を持てる社会を目指し、「高齢者の社会参加の促進」を主要テーマに活動を展開しているところです。昨年「社会保障制度改革への提言」を小泉総理に提出したのも活動の一環です。提言作成のための研究集会等は大変盛況で、多様な提案がなされ、そのとりまとめを共にすることで「高連協」の輪も広がってきました。ところが、「高連協」の活動には、加盟団体の実状からか、男が集まりがちで、「粗大ゴミが寄ってる」との評もありました。

粗大ゴミ化しないよう努めている者も確かにおりますが、そうならないように自ら行動するのも「高連協」の趣旨です。

「高連協」像を知るために行った関係者一、〇〇〇名のアンケート調査でも回答者の約七割は男(六十歳以上)で、退職後にこの分野に関わり、その経験は平均三年でした。また、この男たちの大半は「社会や家族のために働く者として育てられ、大人になってはタテ社会の中で生きてきた。地域社会には疎く、ボランティアも馴染みにくい」と思っていた。この男たちが今、各種のイベントを含め「高連協」関連の活動で、実に有機的に動きまわっています。ヨコの人間関係は広がりがある面白いからだと言っております。そしてNPO活動等の現場では男女共同参画やボランティアセクターが不可欠なことを体験し、「高連協」の様々なデイビートの場を熱くしています。このような「高連協」事情は目下考察中ですが、過去の経歴は無視する「高連協」の在り方にも、人の人らしさを見出せる何かがあるからでしょう。

「専業主婦はいま」

藤井治枝著

(ミネルヴァ書房刊 一八〇〇円＋税)

「専業主婦」は、高度経済成長の中で作り出され、日本女性の典型的な人生コースとなりました。この時期はほぼ七〇%の家庭がサラリーマン世帯になったので、一日の殆どを家庭の外で生活せざるを得なくなった夫の留守を守り、家事と育児に専念する事を期待されたのが「専業主婦」でした。この役割と引きかえに大企業は、夫の終身雇用と生活給を保障しました。そのかわり、女性の結婚・出産による退職は当然で、職場には男女別コースが作られ、女性の多数派も、「共働き」しないでよい主婦の生き方に憧れたのです。それが、変わりつつあります。急増する「兼業主婦」Ⅱパート・派遣や、「男女共同参画型社会」の理想と現実のずれなど。この傾向はこれからも一層進むでしょう。そこで主婦は「なぜ職業と育児を両立出来ないのか」「なぜ専業主婦を選択するか」などを六百六十六名のアンケート・ヒヤリング・座談会などを通して具体的に探ってみました。「女性の生き方の選択に得や損はあるのか?」

ご一読を期待しています。

「女・挫折からの出発」

来栖琴子著

(ミネルヴァ書房刊 一八〇〇円＋税)

「遺族年金にした方がいいですよ、税金もかからないし、物価にスライドするし:」

夫が亡くなって一カ月もたたないのに、さまざまな手続きに役所回りをするのはうっとおしい作業でした。社会保険事務所のはきは親切で、押しつけがましくなく、しかしきっぱりと勧めてくれたのに、私は、

「今まで何十年と収めた年金がゼロになるなんて:私、つれあいに養われていなかったし、遺族年金はいりません」

格好よく突っ張ってしまいました。結局、それはそれでよかったです。つれあいと別れた場合、気が動転していると、思わぬミスをするかもしれません。私の経験がお役に立てば:と取材を始めました。離婚・家族の死・病氣・長く心細い老後など、さまざまな『挫折』とそれに正面から立ち向かう女性のしなやかな逞しさが、私を励ましてくれました。その記録です。

《オープンハウスより》

会報No.一二三二で「有料老人ホーム入居・

退去のご経験をお聞かせください」とお願いしたところ、都合でオープンハウスには出席できないが「ぜひ話したい」「聞きたい」という切実なお声がたくさん寄せられました。できる対応はさせていただきますので、下記へお問い合わせください。

担当 中村朝子

電話 〇四二―三四二―七四三四

担当 富山稔子

電話 〇四二―五六一―二五六〇

※

その後「ケア付き有料老人ホーム入居・退去の経験を」については、一部が四月十三日の毎日新聞(朝刊)に掲載されました。ご覧いただけましたでしょうか。

◎お願い

シルバーピア(高齢者住宅)入居者とワーデン(緊急連絡員)についてご感想をお聞かせください。

次回のオープンハウスは七月二十二日(月)午前十一時から午後四時迄です。